
平成22年 第2回 6月（定例）中間市議会会議録（第4日）

平成22年6月24日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成22年6月24日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第30号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 第31号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第32号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(日程第1～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第34号議案 (仮称) 交流センター新築工事請負契約について
(日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 意見書案 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書
第 1 0 号
(日程第5 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 意見書案 最低保障年金制度の実現に関する意見書
第 1 1 号
- 日程第 7 意見書案 介護療養病床の廃止の撤回を求める意見書
第 1 2 号
(日程第6～日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書
第 1 3 号
- 日程第 9 意見書案 沖縄・普天間基地の無条件撤去と国外移設を求める意見書
第 1 4 号
(日程第8～日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 中家多恵子君 | 2番 藤本 利彦君 |
| 3番 安田 明美君 | 4番 植本 種實君 |

5番	宮下	寛君	6番	青木	孝子君
7番	原田	隆博君	8番	井上	太一君
9番	掛田	るみ子君	10番	草場	満彦君
11番	中尾	淳子君	12番	古野	嘉久君
13番	上村	武郎君	14番	井上	久雄君
15番	山本	慎悟君	16番	堀田	英雄君
17番	片岡	誠二君	18番	下川	俊秀君
19番	米満	一彦君			

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	吉田 孝君	総務部長	成光 嘉明君
市民部長	白尾 啓介君	保健福祉部長	藤井 紀生君
福祉事務所長	溝口 悟君	建設産業部長	三島 秀信君
教育部長	小島 一行君	上下水道局長	永野 博之君
市立病院事務長	...	行徳 幸弘君	消防長	一田 健二君
総務課長	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長				松尾 壮吾君
財政課長	高橋 洋君	契約課長	五十田信行君
市民課長	矢野 良一君	課税課長	山下 守君
健康増進課長	木森 光彦君	都市整備課長	中嶋伊佐雄君
産業振興課長	吉國 良一君	学校教育課長	深見 卓矢君
生涯学習課長	山崎 淳子君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木	建一君	次長	小田	清人君
書記	岡	和訓君	書記	江上	真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第30号議案

日程第2. 第31号議案

日程第3. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、第30号議案から日程第3、第32号議案までの条例改正3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、総務委員会に付託されました第30号議案中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い行うものであります。急速な少子化とともに、家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備する趣旨で、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されており、今回ご提案いたします条例改正は、同趣旨に基づき、本市の育児休業条例及び勤務時間条例の一部を改正するものです。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためとして、関係条例において必要な事項等を定めるものです。

主な内容としましては、育児休業等をすることができる職員の条項の改正で、職員の配偶者が専業主婦である場合など、配偶者が常態として養育できる場合は、育児休業や育児短時間勤務は認められておりませんでしたが、改正後は、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわりなく、育児休業や育児短時間勤務を取得することが可能となることや、これまでの育児休業の取得回数は、子ども1人につき原則1回であり、配偶者の疾病等により、この養育に著しい支障が生じる等の特別の事情がある場合等、一定の条件が満たされる場合を除き、再び育児休業を取得することができませんでした。

しかし、本改正により、出生から57日間以内に通称「産後パパ休暇」と呼ばれる育児休業を取得した職員は、特別の事情がなくとも再び育児休業を取得することができます。また、小学校就業の始期に達するまでの子や疾病や老齢により介護を必要とする父母等が

いる職員にあっては、職員本人の請求に基づき、深夜勤務や時間外を超えての勤務をさせてはならないとの定めがあり、今回の改正により、これらの制限に加え、3歳に満たない子のある職員が請求した場合には、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除いて、超過勤務をさせてはならないという規定を新設するものであります。

委員より、年次休暇制度や育児休業制度は必要な制度であるが、活用されるように、取りやすい現場環境整備に努めてほしいとの要望もあっております。

以上が、条例の主な内容です。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております市民文教委員会に付託されました第31号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の税制改正の主な内容は、まず、たばこ税の引き上げです。これは、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために行うもので、現行の税率を1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げるものでございます。

委員より、たばこ税の引き上げによりどれくらいの税収となるのか、また税収の見通しとしては減るのではないかとの質疑があり、執行部より、過去において買い控えによる本数の減少はありましたが、税収は伸びており、前年度より100万円の増収を見込んでいますとの回答がありました。

次に、子ども手当や高校無償化制度の創設により、所得税において年少扶養親族控除及び特定扶養親族控除が廃止となります。個人住民税においては非課税限度額制度が存続されます。当該制度に活用するために、扶養控除の見直し後も、扶養親族に関する事項を把握するための措置として、給与支払者及び年金支払者は、市に対して扶養控除申告書を提出しなければならないとするものです。

委員より、扶養親族の申告はどのように行い、また、自主申告者は不利益を被らないかという質疑があり、執行部より、基本的には本人が行い、市に提出することになっていますが、行政としてこの制度の周知を徹底させなければならないと考えていますとの回答がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、本年5月に医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

国民健康保険法では、保険料の滞納により被保険者証を返還した世帯主に、資格証明書を交付する場合、その世帯に18歳までの高校生世代の被保険者があるときは、有効期間を6ヶ月とする被保険者証を交付すること。また、保険料を滞納している世帯主に交付する被保険者証について定める特別の有効期間は、18歳までの高校生世代の被保険者証については、6ヶ月以上としなければならないとする改正が行われています。

このような改正に伴い、同法において、条項等の整理が行われていることから、本条例においても改正するものとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において委員から、資格証明書は、年齢にかかわらず発行すべきではないが、今回は中学生から高校生に年齢を拡大して、資格証明書を短期保険証にするということなので賛成いたしますとの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第30号議案から第32号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第30号議案中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第4. 第34号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第34号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約についてを議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。

片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、建設上下水道委員会に付託されました第34号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回計画しております交流センターは、垣生公園地内の旧福祉センター跡地に建築予定で、敷地面積約4,900平方メートル、延べ床面積1,332平方メートルの鉄骨造り2階建ての建物であります。

地元の特産品、農産物などの食料品の販売を行う農産物直売所を常設するとともに、住民票、戸籍等の証明書を発行できる出張所を併設し、さらには、現在、市民図書館2階にあります歴史民俗資料館を、この交流センターの1階に移転する計画をしております。ま

た、地域住民が利用できる学習・交流施設として、会議室や調理室に加え、子どもたちが自然体験や社会体験ができる「青少年教育施設」も設置する予定であります。

この交流センター新築工事請負契約につきましては、去る6月10日、予定価格を2億595万5,000円とし、6共同企業体による指名競争入札を行い、「山藤・ヒヤムタ建設工事共同企業体」が1億9,824万円で落札し、よって同日付で同企業体と仮契約を締結するに至ったものであります。

以上が、（仮称）交流センター新築工事請負契約についての主な内容であります。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第34号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 意見書案第10号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、意見書案第10号未就職新卒者の支援策実施を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第10号未就職新卒者の支援策実施を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 意見書案第11号

日程第7. 意見書案第12号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、意見書案第11号及び日程第7、意見書案第12号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求める。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

最低保障年金制度の実現に関する意見書案の提案説明をいたします。

日本の年金制度は、高齢者が毎日の生活を賄えないほど厳しい状況です。国民年金の場合、年金生活者の約半数の900万人が、平均年金月額4万7,000円に過ぎません。2万円から3万円台の受給者も少なくありません。さらに、無年金者が100万人を超えるものとみられます。増大する無年金者や年金の少ない人たちは、苦しい生活を余儀なくされています。

2004年の年金改革の前提とされていた2007年度の納付率80%の達成率は、

2007年度66.3%、2008年度61.5%と下がり続けています。高過ぎる保険料の上に、正社員の解雇や「非正規切り」の横行による貧困の広がり、年金不信の高まりなどが背景にあると見られます。

日本の公的年金制度は、その役割を果たせなくなっています。地域経済への打撃も深刻です。最低年金保障制度以外に公的年金制度をよみがえらす道はありません。

この間、老齢者控除の廃止や定率減税の廃止、後期高齢者医療制度の導入などにより、次々と高齢者がいじめられてきました。

「45年間働き続けて、こんな生活が待っているとは思いもしなかった」「老後の蓄えがなく、不安が募ります」「食べ物や衣類など、全てを切り詰めて生活しています」など、悲痛な声が上がっています。

こうした状況の中で、全国市長会も2006年12月に続き、2007年6月に「将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため」最低保障年金を含めた国民的議論と見直しを求める要望書を国に提出しました。

高齢化社会が進行する日本において、高齢者の生活保障を検討することは、政治の喫緊の課題になっています。

イギリスやカナダ、フランスなどでは、加入期間に関係なく年金の受給資格があります。また、アメリカでも10年間保険料を納めれば、年金の受給資格が得られ、最低年金額が確保される仕組みがつくられています。

日本は、25年以上保険料を納めないと、1円の年金も支給されません。公的年金制度は、老後の生活保障という役割を持つ、社会保障の中の中核的な制度です。

よって、政府に対し、財源を消費税増税に求めるのではなく、全額国庫負担により、全ての国民に月5万円の最低額を保障し、その上に支払った保険料に応じて年金額の上乗せする「最低保障年金制度」を創設すること。また、国の責任で1人残らず「消えた年金問題」を解決することを求めるものです。

引き続きまして、介護療養病床の廃止の撤回を求める意見書案の提案説明をいたします。社会保障費の削減を進めた自公政権は、2011年度までに医療保険適用の医療療養病床を25万床から15万床に減らし、介護保険適用の介護療養病床を13万床からゼロにするという計画を2006年に決定いたしました。その後、この計画は、国民の反対にあり、医療療養病床は各都道府県の目標に即して、22万床程度残す方針に転換しましたが、介護療養病床は当初の計画どおり2012年度末をもって廃止のままになっています。

民主党は、先の総選挙の政権公約で「療養病床削減計画を凍結」と掲げましたが、1月27日の参議院予算委員会で、長妻厚生労働大臣が「基本的に介護療養病床の廃止というような方向性は変わりません」と答弁しています。廃止方針を追認した長妻厚生労働大臣の答弁に、療養病床に入所しているお年寄りや家族、医療関係者から大きな不安の声が上がっています。

介護療養病床をなくすと、胃ろうの人など、医療と介護の両方を必要とする患者の行き場所がなくなってしまいます。

医療療養病床では、胃ろうの患者は「医療の必要性が低い」とされて診療報酬が低いため、入院を敬遠されがちです。しかし、実態は要介護度が高いだけではなく、嘔吐への対応など医療行為が必要なため、特養ホームにも入れません。介護療養病床の受け皿とされる介護療養型老人保健施設には、夜は医師がおらず、24時間の対応ができません。こういう患者の受け皿が介護療養病床です。政府に対し、この人たちを「介護難民」にしないために、先の総選挙の公約に基づき、介護療養病床の廃止方針を速やかに撤回することを強く求めるものです。

ご賛同のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

意見書案第12号介護療養病床の廃止の撤回を求める意見書案に対する反対討論を行います。

長妻厚生労働大臣が、療養病床の廃止の方向性は変わらないと答弁をいたしました。決して、長妻大臣にくみするものではありませんけども、そう答弁をせざるを得ないほど財政的に療養病床の再編は避けられないのが現状であることも理解すべきだと考えます。財政的制約の中で、医療が必要な人と介護が必要な人が、それぞれ手厚くケアされるような方向を目指すべきだと考えます。

意見書案を読ませていただきました。そこで感じたことがございます。それは、余りにも誤記が多くて、そして誇大表現が多いということです。例えば、本文の中段にあります文章で、先ほど青木議員からはたくさんの言葉がつけ足されてありましたけども、この文章の中で、「介護療養病床の入院患者の要介護度は平均4.3と、重度の要介護者である上、多くの患者は医療的ケアが必要で、医療の時間がかかるという理由で、転換型老健施設も含めて介護施設に入れないのが実態です」とありました。私の理解で本文を読

まさせていただければ、「介護療養病床の入所者の要介護度は平均4.3と重度の要介護者である上、多くの入所者が医療ケアも必要であるなどの理由から、介護施設では受け入れが難しいのが実態です」というのが正解ではないでしょうか。入院者、患者ではなく、入所者であります。そして、医療の時間がかかるというこの理由、これも必要ありませんし、転換型老健施設も含めて、これも要りません。そして、「介護施設に入れないのが実態」とは、「介護施設では受け入れが難しいというのが実態です」というのが正解ではないでしょうか。ほかにも、「24時間医療の対応ができない」とありますけども、「これまでと同様のサービス提供ができない」というのが正解だと思います。ほかにも、年数的にも「2011年度」ではなく、「2012年」。

もう、このように余りにも誤記、誇大表現が多過ぎると思います。公文書として、認められませんし、論議に値しないものと判断をいたします。よって、この意見書案には反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この介護問題については、先に介護保険を導入する際に、老老介護をなくす、いわゆる介護問題での施設に入れない、そういう方々の問題点を解決する、そのものとしての介護保険というものが創設されたと思うんです。我々は最初から、介護保険料は取るけれども、サービスにおいては取り残されていくよと、このままでは。こういうことをずっと訴え続けてきましたわけですから、現実やっぱりそうなってる。

今の反対討論によると、確かにこういろいろな文章上の問題について触れられているんですけど、問題は介護難民が今生まれようとしている、このことについてどうしていくのかということについての討論が、ほんとにない。これでほんとに我々が市民の代表として、この議会に参加をする、出席をして、そしてその市民の意見をここで述べていくということに値するのかという点は、非常に不十分であるし、また非常に冷たい内容であるというふうに思います。

やはり、我々が市民の声を通して、そして大きな社会問題となっているこういう介護難民を、1日でも早くなくすという姿勢に立つということが大事ではないでしょうか。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第11号最低保障年金制度の実現に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第11号は原案否決されました。

次に、意見書案第12号介護療養病床の廃止の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第12号は原案否決されました。

日程第8. 意見書案第13号

日程第9. 意見書案第14号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、意見書案第13号及び日程第9、意見書案第14号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案についての提案理由を述べます。

民主党連立政権が、労働者派遣法を「派遣業法」から「派遣労働者保護法に改める」との公約を守り、労働者派遣法を抜本的に改正することは急務となっています。

もともと戦後の出発点として、労働者供給事業は禁止をされて、直接・安定雇用が原則となったものです。それが、1985年に派遣法で専門性が高い一部の業務について例外的に認められたわけです。そして、1999年にこれが原則自由化となり、2004年には製造業も解禁され、今日では派遣禁止業が例外とされているあります。

政府は、本年2月8日に「専門業務適正化」の通達を出し、手直しを図っていますが、25年前の法律や政省令が改定をされていないままでは何ら解決をしていません。例えば、「専門26業務」を「登録型派遣の禁止」の「禁止の例外」としていますけれども、「専門26業務」で働いている派遣労働者100万人中45万人がこの対象となっているんです。その「事務用機器の操作業務」は、いわゆるパソコンを扱う、こういう人については、その、操作の業務として、これを例外、26業務の中に入れるということですから、まさに「専門業務」として「例外」に扱う、こういうことになるわけですね。

貧困と格差の拡大の大きな原因となっている派遣労働者の非人間的な労働実態を改善し権利を守ることは緊急の問題だと思います。雇用は直接・常用が国際的なルールであります。どうか、こうした労働者派遣法の抜本的な改正を求める意見書案、諸同僚議員の皆さ

ん方の同意をよろしくお願いをいたします。

続いて、沖縄・普天間基地の無条件撤去と国外移設を求める意見書案の提案理由であります。

日米両政府は、米海兵隊普天間基地移設に関し、普天間基地を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」こと、また、訓練移転については「徳之島の活用」とともに「日本本土の自衛隊の施設・区域も活用され得る」などとする共同発表を行いました。

このことは、米軍基地による住民被害を日本全土に拡散することになり、最悪の選択と言わざるを得ません。しかもこれは、沖縄の負担軽減にならないことは、2006年の日米合意で嘉手納基地の訓練移転を決めましたけれども、「余裕があるならば」と世界各地から米軍機が飛来し、嘉手納基地の基地被害が一層深刻になったという事実からも明らかであります。

沖縄県民の総意は、昨年11月に開催された県民大会で、約2万1,000人が参加する、また本年1月には、名護市長選において辺野古への新基地建設を反対する新市長を誕生させたことでも明らかになりましたけれども、さらに先の4月25日の県民大会では9万人を超える大集会が開かれ、参加できなかった県民は、自宅や職場で胸に黄色いリボンを身につけ、意思をあらわすなど、文字どおり「島ぐるみ」の基地撤去の壮大な運動となりました。

この県民大会における9万人という数は、この福岡県で換算すると30万人から40万人近い県民が一同に会したということにもなる、大変なものであります。鳩山政権は、このような沖縄県民の総意を踏みにじり、国民への公約を破る、こういうことを重ねる中で、国民の怒りの包囲のもと崩壊し、菅直人新政権が発足しました。が、菅新首相は、普天間問題について、「日米合意を踏まえ取り組む」と述べておますが、「県内移設絶対反対」という県民の総意を踏みにじって辺野古に新基地をつくることは許されないと思います。しかも、日本本土の自衛隊施設、区域も活用され得るという日米合意は、お隣の芦屋町にある自衛隊の飛行機訓練基地においても、米軍による飛行訓練が行われる可能性が大きいと指摘せざるを得ません。

訓練飛行の爆音、治安の悪化など、今日日本の米軍基地周辺で起こっている事件を見ましても、これまでに私たちが経験したことのないような事態に陥るということも予測できるのではないでしょうか。

既に米軍による飛行訓練が行われている築城基地の周辺では、米軍による訓練期間中は、住民の皆さん方、夕方から戸を締め切り、人通りもほとんどないというふうに言われてあります。また、泥酔した米軍人が、民間人宅に上がり込み眠り込んでいたという事件も起こっているということも言われています。

こうした事態を起こさないためにも、こうした日米合意を破棄をし、そして普天間基地

無条件撤去と国外移設をぜひとも実現しなければならないというふうに思います。

どうか議員諸氏のご賛同をお願いを申し上げます。

以上、提案理由を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第13号労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第13号は原案否決されました。

次に、意見書案第14号沖縄・普天間基地の無条件撤去と国外移設を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第14号は原案否決されました。

日程第10. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第10、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び

山本慎悟君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成22年第2回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 井上 太一

議員 宮下 寛

議員 山本 慎悟